



厚生労働省発表
平成20年10月16日

(照会先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
担当係：育成環境課 健全育成係
電話：03-5253-1111 (内線7909)
03-3595-2505 (ダイヤルイン)

平成20年5月1日現在

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況について

〔調査結果のポイント〕

○放課後児童クラブ数は、898か所増加

放課後児童クラブ数は、対前年898か所増の17,583か所となった。

○登録児童数は、4.5万人増加

放課後児童クラブの登録児童数は、対前年4.5万人増の79万人となった。

○実施市町村の割合は、88.8%

放課後児童クラブの実施市町村数は、1,609市町村となり、全市町村における実施割合は、対前年0.6ポイント増の88.8%となった。

○利用できなかった児童数は、933人減少

利用の申込みをしたが何らかの理由で利用できなかった児童数は、対前年933人減の13,096人となった。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況

* 各年5月1日現在の育成環境課調査

1 クラブ数、登録児童数及び実施市町村数の状況

区 分	平成 20 年	平成 19 年	増 減
クラブ数	17,583か所	16,685か所	898か所
登録児童数	794,922人	749,478人	45,444人
実施市町村割合 (実施市町村数)	88.8% (1,609市町村)	88.2% (1,611市町村)	0.6ポイント (△2市町村)
未実施市町村数	202町村	216町村	△14町村

(参考) 過去5年間の実施か所数、児童数、実施市町村数の推移

区 分	平成19年	平成18年	平成17年	平成16年	平成15年
実施か所数(か所)	16,685	15,857	15,184	14,457	13,698
増 減	828	673	727	759	916
児 童 数 (人)	749,478	704,982	654,823	593,764	540,595
増 減	44,496	50,159	61,059	53,169	38,554
実施市町村割合 (実施市町村数)	88.2% (1,611)	86.8% (1,599)	82.5% (1,980)	76.0% (2,373)	71.8% (2,303)

2 設置・運営主体別クラブ数の状況

(か所)

区 分	平成 20 年	平成 19 年	増 減
公立公営	7,563 (43.0%)	7,409 (44.4%)	154
公立民営	6,975 (39.7%)	6,809 (40.8%)	166
民立民営	3,045 (17.3%)	2,467 (14.8%)	578
計	17,583 (100%)	16,685 (100%)	898

注：()内は各年の総数に対する割合である。

3 実施規模別クラブ数の状況

(か所)

実施規模	平成 20 年	平成 19 年	増 減
9人以下	569 (3.2%)	586 (3.5%)	△17
10人～19人	1,861 (10.6%)	1,992 (11.9%)	△131
20人～35人	4,451 (25.3%)	4,359 (26.1%)	92
36人～70人	8,241 (46.9%)	7,300 (43.8%)	941
71人以上	2,461 (14.0%)	2,448 (14.7%)	13
計	17,583 (100%)	16,685 (100%)	898

注：()内は各年の総数に対する割合である。

4 学年別登録児童数の状況

(人)

学 年	平成 20 年	平成 19 年	増 減
小学1年生	283,901 (35.7%)	268,931 (35.9%)	14,970
小学2年生	248,151 (31.2%)	235,151 (31.4%)	13,000
小学3年生	182,018 (22.9%)	170,850 (22.8%)	11,168
小学4年生以上他	80,852 (10.2%)	74,546 (9.9%)	6,306
計	794,922 (100%)	749,478 (100%)	45,444

注：（ ）内は各年の総数に対する割合である。計数には、障害児数も含む。

5 実施場所別クラブ数の状況

(か所)

実 施 場 所	平成 20 年	平成 19 年	増 減
学校の余裕教室	5,005 (28.5%)	4,759 (28.5%)	246
学校敷地内専用施設	3,477 (19.8%)	3,047 (18.3%)	430
児童館・児童センター	2,619 (14.9%)	2,595 (15.6%)	24
公的施設利用	1,599 (9.1%)	1,604 (9.6%)	△5
民家・アパート	1,070 (6.1%)	1,060 (6.4%)	10
保育所	967 (5.5%)	1,007 (6.0%)	△40
公有地専用施設	1,072 (6.1%)	988 (5.9%)	84
私有地専用施設	811 (4.6%)	708 (4.2%)	103
幼稚園	369 (2.1%)	397 (2.4%)	△28
団地集会室	131 (0.7%)	116 (0.7%)	15
商店街空き店舗	61 (0.3%)	35 (0.2%)	26
その他	402 (2.3%)	369 (2.2%)	33
計	17,583 (100%)	16,685 (100%)	898

注：（ ）内は各年の総数に対する割合である。

6 年間開設日数別クラブ数

(か所)

開設日数	平成 20 年	平成 19 年	増 減
199日以下	68 (0.4%)	—	—
200日～249日	3,535 (20.1%)	—	—
250日～279日	1,493 (8.5%)	—	—
280日～299日	12,203 (69.4%)	—	—
300日以上	284 (1.6%)	—	—
計	17,583 (100%)	—	—

注：（ ）内は各年の総数に対する割合である。

7 平日の開所時刻の状況

(か所)

開 所 時 刻	平成 20 年	平成 19 年	増 減
11:00以前	2,717 (15.5%)	—	—
11:01～12:00	1,808 (10.3%)	—	—
12:01～13:00	8,249 (46.9%)	—	—
13:01～14:00	4,107 (23.4%)	—	—
14:01以降	690 (3.9%)	—	—
計	17,571 (100%)	—	—

注1：（ ）内は各年の総数に対する割合である。

注2：17,571は平日に開所しているクラブ数。

8 平日の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成 20 年	平成 19 年	増 減
17:00まで	1, 147 (6.5%)	1, 445 (8.7%)	△298
17:01 ~ 18:00	8, 969 (51.0%)	9, 028 (54.1%)	△59
18:01 ~ 19:00	6, 831 (38.9%)	5, 742 (34.4%)	1, 089
19:01以降	624 (3.6%)	470 (2.8%)	154
計	17, 571 (100%)	16, 685 (100%)	886

注1: ()内は各年の総数に対する割合である。

注2: 17, 571は平日に開所しているクラブ数。

9 土曜日等の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	平成 20 年	平成 19 年	増 減
6:59以前	4 (0.0%)	—	—
7:00 ~ 7:59	2, 132 (12.2%)	—	—
8:00 ~ 8:59	13, 092 (75.0%)	—	—
9:00 ~ 9:59	2, 070 (11.9%)	—	—
10:00以降	162 (0.9%)	—	—
計	17, 460 (100%)	—	—

注1: ()内は各年の総数に対する割合である。

注2: 17, 460は土曜日等に開所しているクラブ数。

10 土曜日等の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成 20 年	平成 19 年	増 減
17:00まで	1, 447 (8.3%)	—	—
17:01 ~ 18:00	8, 704 (49.9%)	—	—
18:01 ~ 19:00	6, 700 (38.4%)	—	—
19:01以降	609 (3.4%)	—	—
計	17, 460 (100%)	—	—

注1: ()内は各年の総数に対する割合である。

注2: 17, 460は土曜日等に開所しているクラブ数。

11 土曜日等の開館状況

(か所)

開館状況	平成 20 年	平成 19 年	増 減
土曜日 〔毎週開館以外〕	14, 139 (80.4%) 〔1, 599〕	12, 665 (75.8%) 〔651〕	1, 474 〔948〕
日曜日	1, 400 (8.0%)	351 (2.1%)	1, 049
夏休み等	17, 270 (98.2%)	15, 455 (92.6%)	1, 815

注1: ()内は全クラブ数(20年度:17,583、19年度:16,685)に対する割合である。

注2: []内は毎週開館以外のクラブ数であり、内数である。

12 障害児受入数別クラブ数の状況

(か所)

受入数	平成 20 年	平成 19 年	増 減
1 人	3, 547 (20.2%)	3, 081 (18.5%)	466
2 人	1, 915 (10.9%)	1, 662 (10.0%)	253
3 人	922 (5.2%)	776 (4.7%)	146
4人以上	1, 093 (6.2%)	1, 019 (6.1%)	74
計	7, 477 (42.5%)	6, 538 (39.2%)	939

注: ()内は全クラブ数(20年度:17,583、19年度:16,685)に対する割合である。

13 障害児の学年別登録児童数の状況

(人)

学 年	平成 20 年	平成 19 年	増 減
小学1年生	4,042 (1.4%)	3,381 (1.3%)	661
小学2年生	4,259 (1.7%)	3,465 (1.5%)	794
小学3年生	3,679 (2.0%)	3,103 (1.8%)	576
小学4年生以上他	4,584 (5.7%)	4,460 (6.0%)	124
計	16,564 (2.1%)	14,409 (1.9%)	2,155

注：()内は学年別登録児童数に対する割合である。

14 障害児受入の定員設定別クラブ数

(か所)

定員設定の有無	平成 20 年	平成 19 年	増 減
障害児受入の 定員無し	6,480 (86.7%) [114]	5,690 (87.0%) [111]	790
障害児受入の 定員有り	997 (13.3%) [22]	848 (13.0%) [48]	149
合計	7,477 (100%) [136]	6,538 (100%) [159]	939

※ []は、昨年度から定員設定の有無を変更したか所数である。

15 利用できなかった児童のいるクラブ数の状況

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
利用できなかった 児童がいるクラブ数	2,289か所	2,253か所	36

注：利用できなかった児童数を把握しているクラブの数値である。

16 利用できなかった児童数の状況

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
小学1年生	3,634人(27.7%) [115人]	3,730人(26.6%) [102人]	△96人 [13人]
小学2年生	2,612人(19.9%) [43人]	2,989人(21.3%) [52人]	△377人 [△9人]
小学3年生	4,314人(32.9%) [36人]	4,930人(35.1%) [50人]	△616人 [△14人]
小学4年生以上他	2,536人(19.5%) [65人]	2,380人(17.0%) [62人]	156人 [3人]
計	13,096人(100%) [259人]	14,029人(100%) [266人]	△933人 [△7人]

注：[]内は障害児数であり、内数である。

17 新1年生の受入開始の状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
4月1日より受入	16,065 (91.4%)	—	—

注：()内は全クラブ数(17,583)に対する割合である。

18 クラブ専用部屋・専用スペースの有無

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
スペース有り	16,836 (95.8%)	—	—

注：（ ）内は全クラブ数（17,583）に対する割合である。

19 登録児童1人当たりの生活スペースの状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
1.65㎡以上	12,342 (70.2%)	—	—

注：（ ）内は全クラブ数（17,583）に対する割合である。

20 クラブ内の静養スペースの状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
スペース有り	9,824 (55.9%)	—	—

注：（ ）内は全クラブ数（17,583）に対する割合である。

21 1クラブあたりの放課後児童指導員数の状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
1人	1,117 (6.4%)	—	—
2人	4,330 (24.6%)	—	—
3人	3,588 (20.4%)	—	—
4人	3,033 (17.2%)	—	—
5人以上	5,515 (31.4%)	—	—
計	17,583 (100%)	—	—

注：（ ）内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤を区別しない。

22 放課後児童指導員の資格の状況

(人)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
保育士・幼稚園教諭	23,564 (34.2%)	—	—
幼稚園以外の教諭	13,259 (19.2%)	—	—
児童福祉経験有り	9,277 (13.5%)	—	—
その他38条	2,394 (3.5%)	—	—
資格なし	20,393 (29.6%)	—	—
計	68,887 (100%)	—	—

注1：（ ）内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤を区別しない。また、1人の指導員に対し、1つの資格を計上。

注2：「その他38条」は「保育士・幼稚園教諭」、「幼稚園以外の教諭」、「児童福祉経験有り」以外で児童福祉施設最低基準第38条第2項に該当する者。

23 保護者支援・連携の実施状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
子どもの出欠確認等	17,390 (98.9%)	—	—
保護者との日常的な 連絡・情報交換	17,002 (96.7%)	—	—

注：（ ）内は全クラブ数（17,583）に対する割合である。

24 学校等との連携の実施状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
学校との情報交換	16,622 (94.5%)	—	
学校施設の利用	10,599 (60.3%)	—	—
放課後子ども教室との連携	4,069 (23.1%)	—	—

注：（ ）内は全クラブ数（17,583）に対する割合である。

25 関係機関・地域との連携の実施状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
保育所・幼稚園との連携	9,696 (55.1%)	—	—
医療・保健・福祉等機関との連携	10,612 (60.4%)	—	—

注：（ ）内は全クラブ数（17,583）に対する割合である。

26 安全対策の実施状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
事故・怪我防止と対応	14,826 (84.3%)	—	—
衛生管理・感染症対応	13,619 (77.5%)	—	—
防災・防犯計画やマニュアルの作成	11,902 (67.7%)	—	—
定期的な避難訓練の実施	10,223 (58.1%)	—	—
来所・帰宅時の安全確保チェックリストの作成	10,569 (60.1%)	—	—
地域と連携した来所・帰宅時の見守り	7,074 (40.2%)	—	—

注：（ ）内は全クラブ数（17,583）に対する割合である。

27 研修受講機会の提供の実施状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
指導員の資質向上のための研修	16,763 (95.3%)	—	—
障害児受入のための研修	12,591 (71.6%)	—	—

注：（ ）内は全クラブ数（17,583）に対する割合である。

28 事業内容の定期的な自己点検の実施状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
自己点検の実施有り	13,943 (79.3%)	—	—

注：（ ）内は全クラブ数（17,583）に対する割合である。

29 運営状況等の情報提供の実施状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
保護者への情報提供	16,726 (95.1%)	—	—
地域への情報提供	10,712 (60.9%)	—	—

注：（ ）内は全クラブ数（17,583）に対する割合である。

30 要望・苦情対応の実施状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
要望・苦情対応窓口の保護者への周知	13,686 (77.8%)	—	—
苦情解決体制の整備	12,873 (73.2%)	—	—

注：（ ）内は全クラブ数（17,583）に対する割合である。

31 放課後児童クラブガイドラインの市町村における策定状況

(市町村数)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
策定済み	170 (10.6%)	—	—
都道府県のガイドラインを活用	377 (23.4%)	—	—
国のガイドラインを活用	807 (50.2%)	—	—
対応無し	255 (15.8%)	—	—
計	1,609 (100%)	—	—

注：（ ）内はクラブ実施市区町村数に対する割合である。

32 放課後児童クラブガイドラインに基づく運営内容の点検・確認状況

(市町村数)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
点検・確認有り	1,020 (63.4%)	—	—

注：（ ）内はクラブ実施市区町村数に対する割合である。

〔調査概要〕

1 調査の目的

この調査は、全国の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況を把握し、児童の健全育成の推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年実施している。

2 調査の対象

全国の市区町村（1, 811市区町村）

3 調査の期日

平成20年5月1日現在

4 主な調査事項

児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施か所数、登録児童数、実施場所別クラブ数、実施規模別クラブ数、年間開設日数別クラブ数、利用できなかった児童数等

5 調査の方法

厚生労働省があらかじめ定めた調査票により各市区町村が記入

6 調査の集計

集計は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局において行った。

（参考）放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業
（平成9年の児童福祉法改正により法定化＜児童福祉法第6条の2第2項＞）